

防研発総第266号
60.10.22
改正 防研発総第1号
19.1.9

企 画 室 長
総 務 課 長 殿
各 部 長
図 書 館 長

防 衛 研 究 所 長

防衛研究所の表彰等に関する達第2条に規定する功績
の具体的基準について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。
なお、防研発総第186号（59.8.1）は廃止する。

記

- 1 業務処理上の功績
 - (1) 調査研究分野
 - ア 調査研究成果が著しいと認められる者
 - イ その他、前号に準ずると認められる功績があった者
 - (2) 教育訓練分野
 - ア カリキュラムの編成、研修内容、研修方法等について著しい向上を図ったと認められる者
 - イ その他、前号に準ずると認められる功績があった者
 - (3) 共通分野
 - ア 積極的努力が大であったと認められる者
 - イ 困難かつ多忙な業務に良く堪えてこれを十分果たした者
 - ウ 組織内過誤を未然に防止又は救済した者
 - エ 経費節減に寄与した者
 - オ 他省庁等との調整を良く行った者
 - カ 通常業務以外に委員会業務等特命事項を良く遂行した者
 - キ その他、上記の各号に準ずると認められる功績のあった者
- 2 業務の改善、合理化等による功績
 - (1) 調査研究業務及び教育訓練業務に関しての改善に有意義な建

議提案等を行った者

- (2) 業務処理方法等を実務上改善した者
- (3) 訓令の改正その他諸制度の改善等に関して内局等の関連業務に良く協力した者
- (4) その他、上記の各号に準ずると認められる功績があった者

3 一般的な功績

- (1) 職員の教育指導に寄与した者
- (2) 研修等の成績が特に良好な者と認められた者
- (3) 職員の健康管理、士気の高揚等に寄与した者
- (4) 組織の融和団結に力を尽くした者
- (5) 人目につかない職域にあって、永年目立たない努力を続けたと認められる者
- (6) 防衛省又は防衛研究所の業務に関する広報に貢献した者
- (7) 自衛官等募集に寄与した者
- (8) その他、上記の各号に準ずると認められる功績があった者